

令和7年度当初予算に係る主な市町関連事業

資料1

ページ 番号	項目	担当部局
1	救急安心センター事業(#7119)の全県展開	危機管理部
2	保育所等における食の安全・安心推進事業	福祉部
3	福祉医療費助成事業	福祉部
4	24時間対応在宅介護サービス参入促進事業	福祉部
5	带状疱疹ワクチン接種への支援	保健医療部
6	産後ケア事業の集合契約	保健医療部
7	エリアマネジメントによる空き家再生	まちづくり部
8	ひょうご住まいの耐震化促進事業	まちづくり部
9	ひょうご不登校対策プロジェクト	教育委員会
10	自然学校推進事業	教育委員会

救急安心センター事業（#7119）の全県展開

- ・ 高齢化の進展等により救急需要が増加するなか、限られた医療資源で県民の命を救うことを目的に、県内市町と連携し、**救急安心センター事業（#7119）の全県展開を目指し、財政的支援を検討** [危機管理部]

現況・課題

- **現況** ・ 県内では神戸市（H29～）、芦屋市（H31～）、姫路市（R6～）で実施済み（全国では31都府県で全域実施）
・ 県内市町からも、本事業の全県展開を要望する声も強い
- **課題** ①最も適した実施体制のあり方 ②事業運営に係る県・市町の費用負担割合
- **効果** ①救急搬送・救急医療の適正化 ②健康に関する安心感を住民に提供

対策の方向性

- ・ 上記の課題と効果を検証しつつ、県と市町で役割分担を図りながら**実施体制の構築を検討**

①事業主体

県及び県内市町による協議会を設置（予定）

②事業内容

24時間365日対応の電話相談事業（現在実施中の神戸・芦屋・姫路の3市事業と同様）

- ・ 救急相談（緊急性の有無、応急手当の方法、受診手段等）
- ・ 適切な医療機関の案内

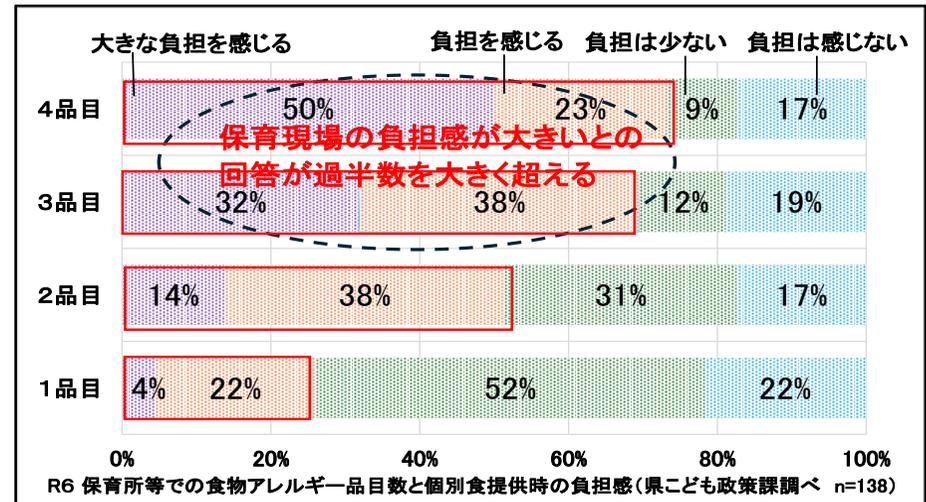
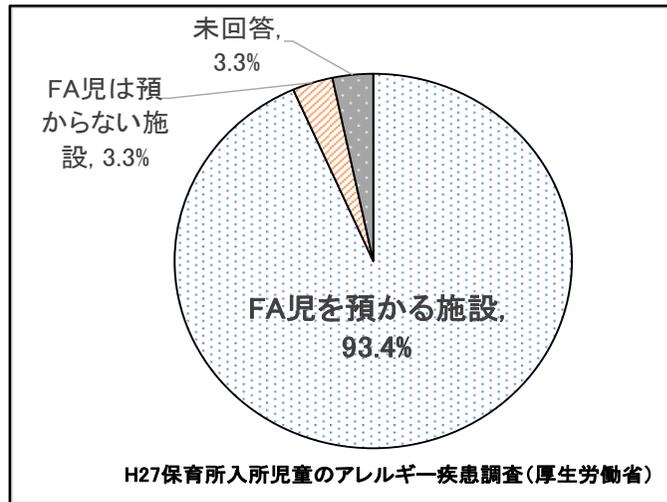
主な市町関連事業

保育所等における食の安全・安心推進事業

- 増加する食物アレルギー児へ対応するため、調理員等を加配する民間保育所、認定こども園に対して、財政的支援を検討 [福祉部]

現況・課題

- 保育施設の**9割以上**が食物アレルギー児（FA児）を預かっている
- 食物アレルギーが3品目を超えると**保育現場での負担感が大きくなる**傾向にある
- 対象園児はアレルギー対応の弁当を持参しており、**保護者の負担軽減等が必要**



対策の方向性

- 食物アレルギー児が在園し、個別食を提供する民間の保育所・認定こども園における**食の安全・安心の確保と負担軽減を図るための財政的支援**を検討



主な市町関連事業 福祉医療費助成事業

- 受給者のさらなる負担軽減、利便性向上を図るため、**国公費負担医療制度と福祉医療制度の現物給付による併用を可能とする方向で検討。** [福祉部]

現況・課題

- 本県の福祉医療制度（乳幼児等・こども、重度障害者医療費助成等）は、国と地方の役割分担を考慮し、国の制度で対象とされる疾病（小児慢性特定疾病、指定難病等）が適用される場合は助成対象としていない。
- 国制度の対象疾病に福祉医療が使えないことで、特に支援が必要な者にとって自己負担額が多くなっている。
- 市町によっては独自財源で併用可としているが、償還払いであるため、受給者の手続き上の負担が大きい。

【適用例】

医療費総額10万円 保険給付 7割 福祉医療(重度障害)患者負担 上限1,200円/月
公費負担(指定難病)患者負担 2割 上限1万円/月 ※所得による

現状 併用**不可**→ 公費負担のみ適用

医療保険の給付
7万円

公費負担
2万円

患者負担1万円

改正後 併用**可**→ 公費負担を適用後、福祉医療を適用

医療保険の給付
7万円

公費負担
2万円

福祉医療

福祉医療助成8,800円

患者負担1,200円

【県・市町による検討の経緯】

- ・ R5.10 市長会からの要望
- ・ R6.2~7 アンケート調査(3回)、意見交換会(2回)
- ・ R6.9 福祉医療担当課長会議
- ・ R6.10 福祉医療担当部長会議

※ 基本的な方向性について合意

〔意見〕全市町での一斉実施が望ましい
システム改修等に時間を要し実施時期を配慮してほしい

対策の方向性

- 令和8年7月から現物給付**により、**福祉医療6事業**(※)で、**すべての国公費負担医療制度を併用可**とする方向で検討。

※ 高齢期移行、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭等

主な市町関連事業

24時間対応在宅介護サービス参入促進事業

- 在宅介護ニーズに対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の参入を、県・市町協働により支援
➡ **補助基準額・負担割合等の見直しや、対象事業者等を拡充した新たな支援スキームを検討** [福祉部]

現況・課題

- 定巡サービス事業所の参入支援を、**H27から地域創生基金※**を活用し実施してきたが、**基金はR6末で枯渇見込み** ※介護保険財政安定化基金余剰金が財源
- 補助事業効果もあり事業所数は増えたが、第9期介護保険事業支援計画目標の県内300事業所(R12)達成には、**さらなる整備促進が必要**

(事業所数の推移)

区分	2020	2021	2022	2023※	2024	2025	2026	2030
事業所数	118	128	139	144	166	188	210	300
対前年度	-	+10	+11	+5	+22	+22	+22	

※9月末現在

【現行の事業内容】

区分	人件費補助	賃借料補助
対象期間	開設後1年間	開設後3年間
対象経費	人件費にかかる赤字部分	賃借料
対象事業者	定巡事業者	定巡事業者
補助基準額	11,448千円	3,780千円
負担割合	県 1/2 市町 1/2(義務随伴)	県 1/3 市町 1/3(義務随伴) 事業者 1/3

区分	単価差補助
内容	定期巡回事業所における訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の単価差を補助
対象事業者	定巡事業者
補助単価	定期巡回訪問看護と訪問看護の介護報酬の単価差を措置 (例) 定巡で月5回訪問した場合 単独の訪問看護(5回) : 41,050円 定期巡回訪問看護(月) : 29,540円 差額 : 11,510円
負担割合	県3/4、市町1/4

対策の方向性

- 補助基準額・負担割合等の見直しや、対象事業者等を拡充した**新たな支援スキーム**を検討

主な市町関連事業 带状疱疹ワクチン接種への支援

- 令和6年度、昨今の物価高騰の状況等を踏まえ、市町の带状疱疹ワクチン接種助成事業に対する補助事業を実施
- 国において、令和7年4月1日より65歳を対象とした定期接種が開始される予定であることから、**県補助事業の枠組みについて検討** [保健医療部]

国の方針

- 定期接種開始時期：令和7年4月
- 対象ワクチン：乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）
乾燥組換え带状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）
- 対象者：65歳の方
- 経過措置：70歳から5歳刻みで100歳まで、5年間実施



施策の方向性

- 国において定期接種化が示されたところであるが、引き続き物価高騰の状況が継続していること、国の定期接種の対象と県補助の対象者が異なることから、**円滑な移行に向けた対応を検討**

(参考：県補助事業の概要)

区 分	内 容
対 象 者	接種日現在で満50歳以上の方 ※所得制限なし
補助単価	・市町が助成する場合にその1/2を補助 ・補助上限 2,000円
補助回数	生ワクチン・不活化ワクチンとも1回限り

主な市町関連事業 産後ケア事業の集合契約

- 産後の母子に対して心身のケアや育児の相談等を行う産後ケア事業における自治体と医療機関との**集合契約を開始し、市町サービスの充実に向けて検討** [保健医療部]

現況・課題

- R5年度～産後ケアを必要とする全ての者を対象に拡充され、市町が委託する実施機関数や利用者数が増加。
(R5 : 112か所→R6:172か所) (R4 : 4360人→R5:7004人)
- 市町によって実施機関の偏在、対象・ケア内容・契約金額等が異なる。

産後ケアの内容

- お母さんのからだところのケア
(産後の生活に関するアドバイス、心身の休息)
- 乳房のケア(乳房マッサージ等)、授乳方法の相談
- 赤ちゃんのお世話の仕方や相談
(発育発達チェック、離乳食相談、育児相談、
赤ちゃんの抱き方・沐浴・寝かしつけ方等)

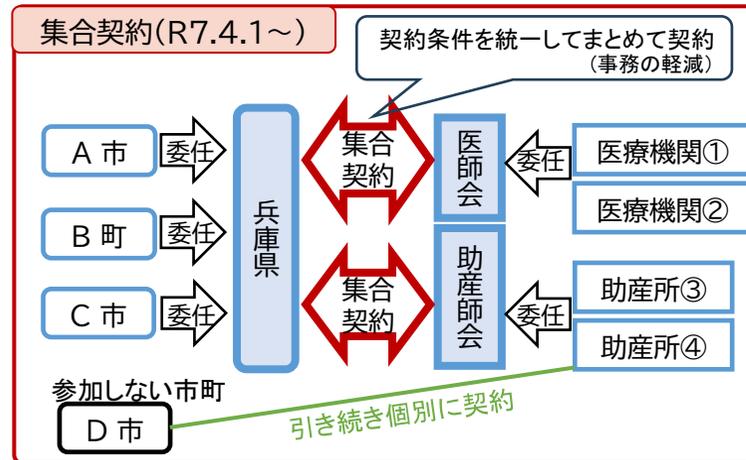
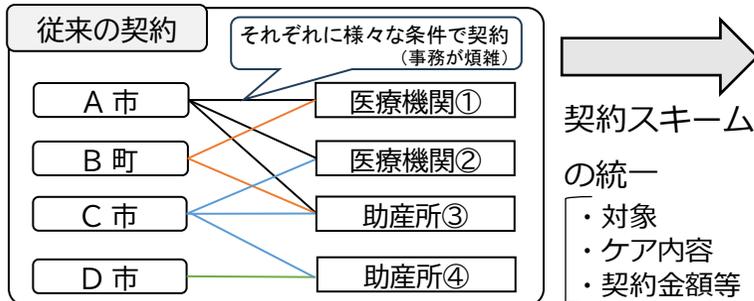
事業内容

- 対象者：産後1年以内の母子で産後ケアを必要とする者
- 実施主体：市町
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町1/4 (R7)
※R6以前は、国1/2、市町1/2

【R6年度実施状況】

区分	内容	実施市町数
宿泊型	病院、助産所等に宿泊し、休養の機会の提供やケアを受ける	40
通所型(デイサービス型)	助産所等の施設に通所し、助産師等からケアを受ける	41
訪問型(アウトリーチ型)	助産師等が自宅へ訪問し、ケアを受ける	36

対策の方向性



**市町サービスの
充実に向けて検討**

主な市町関連事業 エリアマネジメントによる空き家再生

- 増加し続ける空き家対策は、行政だけでは限界があり、**新たな取組を検討** [まちづくり部]

現状と課題

使えるのに流通していない14.2万戸の空き家が存在 (空き家総数:38.7万戸)

空き家を動かす

活用を妨げる残置物の存在

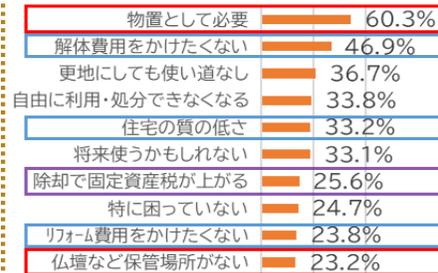
- 空き家の数は多いが、**物置にするなど、空き家所有者が利活用に消極的**

空き家所有者の意向を変えるインセンティブ

空き家を“動かす”取組として残置物撤去等の支援が必要

(参考) 空き家にしておく理由

出典:「令和元年空き家所有者実態調査」(国交省)



□ : お片付け支援(今回提案)

□ : 県補助事業あり、□ : 国要望中

空き家で稼ぐ ※モデル事業として実施

空き家数の増加

- 空き家総数は着実に増加し、**行政の取組だけでは、歯止めがかからない**

補助金に頼らない自立的で持続可能な体制の構築

戦略的かつ連鎖的に空き家を活用して“稼ぐ”取組としてエリアマネジメントによる官民連携まちづくりが必要

脆弱な中古住宅流通市場

- 不動産業者による単純な仲介だけでは**空き家の流通が進まない**

(参考) エリアマネジメントとは

- 特定のエリアにおいて、空き家のリノベーション等によって収益を得ながら、地域価値の向上を図る活動

対策の方向性

- 家財道具や仏壇等の**残置物処理費用の支援を検討**
- シンポジウム等により、**エリアマネジメントの担い手を発掘**
- 先進団体での実地研修等により、**エリアマネジメントの担い手を育成**

※ R8以降は、エリアマネジメント団体の組織化、活動に関する支援も検討

主な市町関連事業

ひょうご住まいの耐震化促進事業

- 能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ、**住宅の耐震化の補助メニュー等の拡充**を検討 [まちづくり部]

現状と課題

- 令和7年度 住宅の耐震化率：**97%**目標 (H30時点：**90.1%**)
- 高齢者世帯のみ**の住宅の耐震化率：**80.3%**と低迷 (但馬：61.3%、西播磨：65.3%)
- 能登半島地震における**死者の約9割が家屋倒壊**が原因 (屋根の重みで倒壊した住宅も多数)

【現行の事業概要】

	簡易耐震診断	計画策定	一般耐震改修工事	簡易改修工事	屋根軽量化工事	シェルター工事 (一室限定改修)
申請者	住宅所有者					
対象者	全世帯					
事業内容	住宅の構造評点を診断	改修工事設計・工事費の見積	住宅全体を耐震改修		住宅の屋根のみを取り替える改修工事	住宅内に耐震シェルターを設置
補助対象 (評点要件)	—		評点1.0以上に改修	評点0.7以上に改修	評点1.0以上に改修	—
補助率 補助額	9/10 2.8万円	2/3 20万円	4/5 100万円 (多雪区域:120万円)	4/5 50万円	定額50万円	定額50万円

対策の方向性

- 県民や高齢者の**命を守るための制度拡充**を検討

検討内容

- ① 命を守る補助メニューの拡充
- ② 高齢者にも使いやすい制度に改正

主な市町関連事業 ひょうご不登校対策プロジェクト

- ・ 小学校への不登校児童生徒支援員の配置支援の拡充を検討
- ・ フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援を検討

[教育委員会]

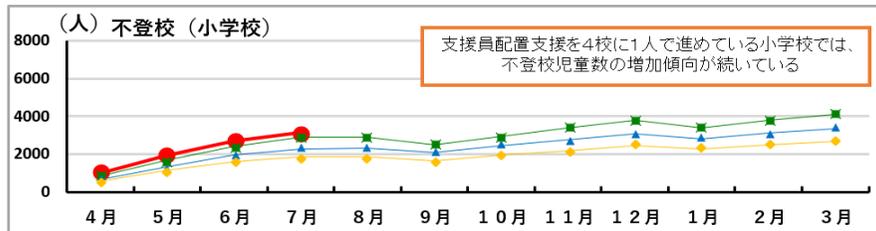
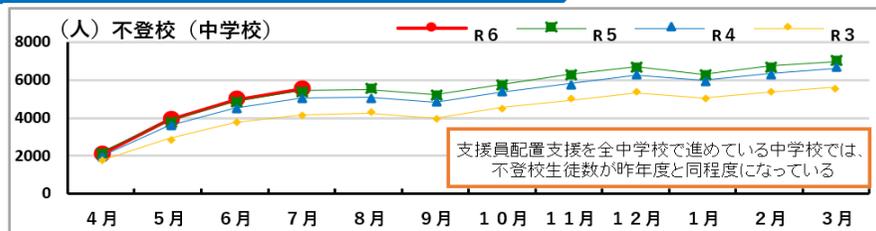
不登校児童生徒支援員の配置拡充

現況・課題

現 令和6年度から不登校児童生徒支援員配置支援を開始。不登校児童生徒支援に効果があり、学級担任の負担軽減につながっている。

課 小学校において、不登校児童の増加傾向が続き、低年齢化も進んでおり小学校への更なる支援が必要である。

不登校児童生徒数の推移 ※R6は速報値



対策の方向性

- ・ 依然不登校の増加傾向が続いている**小学校について、不登校児童生徒支援員の全校配置に向けて、段階的に、配置支援の拡充**を検討。

民間施設へ通う児童生徒への支援

現況・課題

現 不登校児童生徒の学びを支えるため、フリースクール等民間施設に児童生徒を通わせている家庭の経済的負担が大きい。

課 教育機会確保法の基本方針に基づく不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に繋げるために、家庭への支援が必要である。

民間団体へ通う児童生徒数の推移

学校内外で相談・指導を受ける児童生徒数のうち
民間団体・民間施設で相談を受けた児童生徒数



◀ R6及びR7の児童生徒数はH30～R5の増加率を基に見込みで算出

対策の方向性

- ・ **フリースクール等民間施設に通う不登校児童生徒の家庭に対して補助を行う市町への支援**を検討。

主な市町関連事業 自然学校推進事業

- ・ 新型コロナの感染拡大など不安定な時代となる中で、改めて、兵庫が大切にしてきた「心の豊かさを基調とした教育」の主要事業である「兵庫型体験教育・自然学校」を持続可能なものとしていくための取組みを推進する。
- ・ 自然学校の魅力発信事業の実施により、自然学校の魅力や意義などについて、全県的に**共通理解を図る取組を検討**
- ・ 外部人材配置支援事業の実施により、**市町への人的・財政的支援を検討** [教育委員会]

現況・課題

自然学校の魅力や意義、[感動体験]や児童の主体性を育むプログラムの工夫、業務負担軽減に向けた工夫等について全県的に共通理解を図る必要。

多様化する児童への対応や、教員の多忙化による業務負担

求められる取組

自然学校の魅力や意義を、学校・保護者・地域へ発信

教員の負担軽減のための外部人材配置を支援

対策の方向性

1 魅力発信に向けた取組

自然学校の魅力や意義、プログラムの工夫、業務負担軽減の工夫などについての全県的な共通理解に向けた、**各種研修会や動画の作成等の魅力発信の取組**を検討

2 外部人材配置支援事業

自然学校プログラムの実施や個別対応が必要な児童への対応、活動実施前の準備などに対する、**教員の業務負担軽減に向けた外部人材の配置支援**を検討